



という。)その他の介護に関する事項を知らせるとともに、前条の規定による介護休暇の承認の請求及び介護両立支援制度等の利用に係る承認の請求(次条においてこれらを「介護に係る承認の請求」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が、人事委員会規則で定める期間の始期に達したときは、当該職員に対して、当該期間内に、介護休暇に関する制度、介護両立支援制度等その他の介護に関する事項を知らせなければならない。
- 3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(介護休暇及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、介護に係る承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護休暇及び介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護休暇及び介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護休暇及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第55号)の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後において第1条の規定による改正後の札幌市職員の勤務条件に関する条例第8条第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規定による請求(その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。)をしようとする

職員は、同日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

(理 由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を拡大し、職員に対する仕事と介護との両立を支援する制度の周知を徹底する等のため、本案を提出する。